発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2020年８月31日
【発行者の名称】	株式会社フロンティア （Frontier Inc.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　山田　紀之
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市中央区天神２丁目３番３６号 ibb fukuoka
【電話番号】	092-791-8688
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長　柳野　敦
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの名称】	宝印刷株式会社
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　堆 誠一郎
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番８号
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	宝印刷株式会社 https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	03-3971-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社フロンティア http://all-frontier.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１　TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部　第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３　TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

４　東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第１ 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第16期中	第17期中	第15期	第16期
会計期間		自 2018年12月1日 至 2019年5月31日	自 2019年12月1日 至 2020年5月31日	自 2017年12月1日 至 2018年11月30日	自 2018年12月1日 至 2019年11月30日
売上高	(千円)	518,778	561,616	1,063,165	1,239,171
経常利益	(千円)	33,186	21,663	2,423	59,492
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益	(千円)	36,958	15,052	2,559	63,709
中間包括利益又は包括利益	(千円)	35,640	14,654	2,963	62,539
純資産額	(千円)	100,194	141,747	64,554	127,093
総資産額	(千円)	459,023	547,391	481,972	605,583
１株当たり純資産額	(円)	159.04	225.00	102.47	201.74
１株当たり配当額 （１株当たり中間配当額）	(円)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
１株当たり中間（当期）純利益金額	(円)	58.66	23.89	4.06	101.13
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益金額	(円)	－	－	－	－
自己資本比率	(%)	21.8	25.9	13.4	21.0
自己資本利益率	(%)	44.9	11.2	4.1	66.5
株価収益率	(倍)	－	－	155.2	－
配当性向	(%)	－	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△10,502	95,527	65,562	△18,943
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	－	△1,449	△7,493	△1,408
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△51,437	△58,865	246	54,994
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	(千円)	124,549	255,051	189,129	220,761
従業員数	(人)	16	17	16	16

(注) １．売上高には、消費税等は含まれておりません。
２．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
３．株価収益率については、第16期中、16期、17期中は当社株式の売買実績がなく株価を把握出来ないため、記載しておりません。
４．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。
５．特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づき、第15期の連結財務諸表については如水監査法人による監査を、また、第16期の連結財務諸表及び第16期中並びに第17期中の中間連結財務諸表については、仰星監査法人による監査を受けております。
６．2018年５月10日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行いましたが、第15期の期首に当該分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり中間（当期）純利益金額を算定しております。

２ 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

３ 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

４ 【従業員の状況】

（１）連結会社の状況

2020年５月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
ＰＢ販売事業	10
ＯＥＭ／ＯＤＭ事業	3
報告セグメント計	13
全社（共通）	4
合計	17

（注）１.従業員数は就業人員（パートタイマー含む）であります。
２.全社（共通）として記載されている従業員は、管理部門に所属しているものであります。

（２）発行者の状況

2020年５月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
14	43.4	5.1	3,832

セグメントの名称	従業員数（人）
ＰＢ販売事業	10
全社（共通）	4
合計	14

（注）１．従業員数は就業人員（パートタイマー含む）であります。
２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
３．全社（共通）として記載されている従業員は、管理部門に所属しているものであります。

（３）労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

（１）業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、米中貿易摩擦を中心とした貿易に関する保護主義の影響が顕在化し、経済が不確実性を抱える中、中国で発生した新型コロナウイルス感染症が短期間で全世界へと拡大し、世界経済、社会に深刻な影響を与えております。この感染症を封じ込めるため実施された経済活動の停止措置により世界経済は短期間のうちに甚大なショックを受け深刻な景気後退に陥っております。このため我が国を含めＧ７各国はかつてない規模の金融財政支援を実施しておりますが、第２波の流行も懸念される中、世界経済の先行きは混とんとした状況です。自動車業界でも国内及び海外の生産工場において自動車生産が調整、縮小され国内の新車販売台数は対前年比で３月 89.8%、４月 74.5%、５月 59.8%（一般社団法人「日本自動車販売協会連合会」統計資料より）と激減するなど厳しい状況となっています。

このような状況の中で、当社グループ（当社、連結子会社）では 2020 年３月に中国の生産工場の生産が一時操業停止になったものの、春節による中国工場の休業を見越し手持ち在庫を手厚くしていたことが功を奏し、取引先への商品供給体制が滞るような事態にはなりませんでした。現在、中国の生産工場の生産状況や出荷状況は通常通りに回復しております。又、業務体制を維持するため時差出勤の実施や在宅勤務の一部実施等の対策を実行した結果、業績面への影響を最小限に抑えることができました。当社グループは、引き続き環境に左右されない、営業体制維持及び一般市場への株式上場準備を図ってまいります。

当中間連結会計年度では、収益性を向上させるべく、経営資源の選択と集中を進め、ＰＢ販売事業では、既存製品を新たな市場へ展開するためＢ２Ｂ部門を中心に活動を強化し、2020 年３月までは売上が好調に推移しました。ＯＥＭ／ＯＤＭ事業では、受注獲得数を増加させるためクリスマスシーズンに向け量産体制を強化し、2020 年３月までは電子玩具の売上が好調に推移しました。しかしながら 2020 年４月以降、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛要請や工場の操業停止の影響を受け、出荷数が激減する状況となりました。

この結果、当中間連結会計期間の業績は、売上高 561,616 千円（前年同期比 8.3%増）、営業利益 22,579 千円（前年同期比 21.2%減）、経常利益 21,663 千円（前年同期比 34.7%減）、親会社株主に帰属する中間純利益 15,052 千円（前年同期比 59.3%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

①ＰＢ販売事業（Private Brand 販売事業）

自動車用品販売を主とするＰＢ販売事業は、Ｂ２Ｂ部門において、全国の優良な自動車販売会社を１社ずつ訪問し新規契約を積み重ねてきたこれまでの営業戦略に加え、アフターパーツの卸売業者やカーシェアリング事業者及びレンタカー事業者へとその販売領域を広げてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛要請の影響を受け、売上が前期を下回っております。

この結果、ＰＢ販売事業の業績は、売上高 446,491 千円（前年同期比 2.8%減）、セグメント利益 69,914 千円（前年同期比 3.1%増）となりました。

②ＯＥＭ／ＯＤＭ事業（Original Equipment Manufacture/Original Design Manufacture 事業）

電子玩具販売を主とするＯＥＭ／ＯＤＭ事業では、クリスマスシーズンを視野に市場ニーズの高い商品に絞り込んだ受注営業戦略を実施し、受注獲得数、売上高の増加に努めました。受注獲得数の増加に対応する量産準備のため先行支出した販管費が増加し若干のセグメント損失となりましたが、今後も大口案件の受注があり売上及び利益も好調に推移すると想定しております。

この結果、ＯＥＭ／ＯＤＭ事業の業績は、売上高 115,124 千円（前年同期比 93.5%増）、セグメント損失 174 千円（前年同期はセグメント利益 830 千円）となりました。

（２）キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末と比較して34,289千円増加し、255,051千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益22,304千円、たな卸資産の減少額9,929千円、売上債権の減少額79,083千円等を計上したものの、仕入債務の減少額17,115千円と前渡金の増加額1,435千円等を計上したことにより、95,527千円の獲得（前年同期は10,502千円の使用）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出1,281千円、その他投資活動による支出1,069千円、有形固定資産の売却による収入900千円により1,449千円の使用（前年同期の実績はなし）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の純減額44,647千円、長期借入金の返済による支出13,914千円等により、58,865千円の使用（前年同期は51,437千円の使用）となりました。

２ 【生産、受注及び販売の状況】

（１）生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

（２）商品仕入実績

当中間連結会計期間の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高（千円）	前年同期比（％）
ＰＢ販売事業	214,253	△8.3
ＯＥＭ／ＯＤＭ事業	104,286	97.2
合計	318,540	11.1

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

（３）受注実績

当中間連結会計期間の受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高（千円）	前年同期比（％）	受注残高（千円）	前年同期比（％）
ＯＥＭ／ＯＤＭ事業	152,866	34.0	68,694	△3.7
合計	152,866	34.0	68,694	△3.7

（注）１．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

２．ＰＢ販売事業は、市場見込販売であるため、該当事項はありません。

（４）販売実績

当中間連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
ＰＢ販売事業	446,491	△2.8
ＯＥＭ／ＯＤＭ事業	115,124	93.5
合計	561,616	8.3

（注）１．最近２中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間 （自　2018年12月１日 至　2019年５月31日）		当中間連結会計期間 （自　2019年12月１日 至　2020年５月31日）	
	販売高 （千円）	割合（％）	販売高 （千円）	割合（％）
マツダパーツ株式会社	177,902	34.3	171,805	30.6
加賀マイクロソリューション株式会社	42,722	8.2	98,195	17.5

２．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

３ 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

４ 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、2020年２月28日に公表の発行者情報に記載した「事業等のリスク」について、追加すべき事項が生じましたので、以下の（１）に説明いたします。また、株式会社東京証券取引所が運営を行っております、当社株式の証券市場　TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下（２）に説明いたします。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

（１） 新型コロナウイルス感染症の影響について

2020年４月７日の緊急事態宣言の発出により、我が国経済は深刻な状況が発生し、当社の受注状況にも影響が及んでおります。一方、2020年５月14日の緊急事態宣言解除以降は、経済活動の再開に伴い受注状況も回復傾向にあります。従いまして第２波の発生やさらなる不測の事態等がない場合には、当社グループの業績への影響は秋口には終息すると想定しております。

（２） 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに2018年７月27日に上場いたしました。当該市場は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J－Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J－Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。当中間発行者情報公表日時点において、当社がJ－Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ－Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ－Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り１か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J－Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する１か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ－Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J－Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

＜J－Adviser契約上の義務＞

・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ－Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後、最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。但し、当社が法律の規定に基づく再生手続き若しくは更生手続き、産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続きに基づく事業再生（当該手続きが実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続きによる場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書きに定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は再生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の許可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続に従って成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されるものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）

c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④　前号に該当することとなった場合においても、当社が次のａからｃまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則としてＪ－Adviser契約の解除は行わないものとする。

ａ 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の許可を得られる見込みがあるものであること。

（b）当社が前号ｃに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

ｂ 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

（a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものではないこと。

（b）前ａの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容。

ｃ 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

ｂ 当社が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

ｃ 当社が、前ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（前項第2号ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（ⅰ非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅱ会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅲ非上場会社からの事業の譲受け、ⅳ会社分割による他の者への事業の承継、ⅴ他の者への事業の譲渡、ⅵ非上場会社との業務上の提携、ⅶ第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅷその他非上場会社の吸収合併又はこれらⅰからⅷまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主と取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

ｂ 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑭ 株主の権利の不当な制限

当社が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

ａ 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）。

ｂ ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

ｃ 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

ｄ TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

ｅ TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

ｆ 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

ｇ 株主総会における議決権を失う株主が生じることになる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑮ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑯ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき。

⑰ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

① 当社又は同社が、J－Adviser 契約に基づく義務の履行を怠り、又はその他 J－Adviser 契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 か月とする。)を定めて、その違反を是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは J－Adviser 契約を解除することができる。

② 前項の定めに関わらず、当社及び同社は、合意により J－Adviser 契約期間中いつでも J－Adviser 契約を解除することができる。また、当社又は同社から相手方に対し、1 か月前に書面で通知することにより J－Adviser 契約を解除することができる。

③ J－Adviser 契約を解除する場合、特段の事情のない限り、同社は J－Adviser 契約を解除する旨を東京証券取引所に通知する。

なお、当中間発行者情報公表日時点において、J－Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

５ 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

６ 【研究開発活動】

当社グループは、ＰＢ販売事業において、当社の主力商品である自動車用品の研究開発を継続的に行っております。当中間連結会計期間の研究開発費の総額は 723 千円となっております。

７ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（１）重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成に当たりましては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

（２）財政状態の分析

（流動資産）

当中間連結会計期間末における流動資産は、前連結会計年度末と比べ 54,133 千円減少し、512,812 千円となりました。これは主に、現金及び預金の増加 34,289 千円及び売掛金の減少 79,534 千円及び商品の減少 9,929 千円等によるものであります。

（固定資産）

当中間連結会計期間末における固定資産は、前連結会計年度末と比べ 4,058 千円減少し、34,579 千円となりました。これは主に、繰延税金資産の減少 7,056 千円等によるものであります。

（流動負債）

当中間連結会計期間末における流動負債は、前連結会計年度末と比べ 63,439 千円減少し、343,728 千円となりました。これは主に、買掛金の減少 17,245 千円及び短期借入金の減少 45,650 千円等によるものであります。

（固定負債）

当中間連結会計期間末における固定負債は、前連結会計年度末と比べ9,405千円減少し、61,915千円となりました。これは主に、長期借入金の減少11,674千円等によるものであります。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産は、前連結会計度末と比べ14,654千円増加し141,747千円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する中間純利益の計上による利益剰余金の増加 15,052 千円等によるものであります。

（３）経営成績の分析

「１【業績等の概要】 (1) 業績」をご覧下さい。

（４）キャッシュ・フローの状況の分析

「１【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」をご覧下さい。

第４ 【設備の状況】

１ 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

２ 【設備の新設、除却等の計画】

（１）重要な設備の新設等

該当事項はありません。

（２）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第５ 【発行者の状況】

１ 【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	中間連結会計期間末現在発行数（株）（2020年５月31日）	公表日現在発行数（株）（2020年８月31日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,520,000	1,890,000	630,000	630,000	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	単元株式数100株
計	2,520,000	1,890,000	630,000	630,000	－	－

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【ＭＳＣＢ等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2019年12月１日～2020年５月31日	－	630,000	－	30,000	－	9,640

（６）【大株主の状況】

2020年５月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
山田　紀之	山口県周南市	340,900	54.11
立石　直孝	山口県周南市	104,000	16.51
伊藤　一三	Ｋｏｗｌｏｏｎ，ＨＫＳＡＲ.	60,000	9.52
石井　悠士	山口県周南市	40,000	6.35
長弘　めぐみ	Ｋｏｗｌｏｏｎ，ＨＫＳＡＲ.	20,000	3.17
ＬＵＭ　ＷＡＩ　ＣＨＥＥ	Ｋｏｗｌｏｏｎ，ＨＫＳＡＲ.	20,000	3.17
高橋株式会社	福岡県久留米市諏訪野町2378	16,000	2.54
㈲イージー・コンサルティング	大分県別府市西野口町２番16号	6,000	0.95
古賀　仁志	山口県周南市	5,000	0.79
廣田商事株式会社	福岡県福岡市中央区港２丁目８番25号	4,000	0.63
長弘　俊哉	Ｎｅｗ　Ｔｅｒｒｉｔｏｒｉｅ，ＨＫＳＡＲ.	4,000	0.63
計	―	619,900	98.40

（7）【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年5月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式 630,000	6,300	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	630,000	－	－
総株主の議決権	－	6,300	－

② 【自己株式等】

2020年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
－	－	－	－	－	－
計	－	－	－	－	－

2 【株価の推移】

月別	2019年12月	2020年1月	2月	3月	4月	5月
最高（円）	－	－	－	－	－	－
最低（円）	－	－	－	－	－	－

（注）1．最高・最低株価は、東京証券取引所　TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

2．2019年12月から2020年5月までにおいては売買実績がありません。

３ 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2020年２月28日以降、当中間発行者情報公表日までの役員の異動は次のとおりであります。

（１）新任役員

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）	就任年月日
取締役	力丸　宣康	1982年10月１日	2007年12月 新日本有限責任監査法人入社 2012年９月 力丸公認会計士事務所開所（現任） 2012年９月 ㈱KRパートナーズ代表取締役就任（現任） 2017年３月 ㈱デジオン非常勤監査役就任（現任） 2020年４月 当社取締役就任（現任）	（注）２	－	2020年４月30日

（注）１．社外取締役であります。

２．就任の時から2021年11月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

（２）異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性　８名　女性　－名（役員のうち女性の比率　－％）

第６ 【経理の状況】

１．中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1999 年大蔵省令第 24 号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

２．監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第３項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2019 年 12 月１日から 2020 年５月 31 日まで）の中間連結財務諸表について、仰星監査法人による中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

（1）【中間連結財務諸表】

①【中間連結貸借対照表】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2019年11月30日）	当中間連結会計期間 （2020年5月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	220,761	255,051
売掛金	146,058	66,524
商品	178,520	168,590
前渡金	16,944	18,212
その他	4,672	4,444
貸倒引当金	△11	△11
流動資産合計	566,945	512,812
固定資産		
有形固定資産		
車両運搬具（純額）	※1 6,671	※1 6,192
リース資産（純額）	※1 －	※1 2,408
その他（純額）	※1 489	※1 526
有形固定資産合計	7,160	9,127
投資その他の資産		
繰延税金資産	15,161	8,104
その他	16,315	17,347
投資その他の資産合計	31,476	25,451
固定資産合計	38,637	34,579
資産合計	605,583	547,391

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2019年11月30日）	当中間連結会計期間 （2020年５月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	30,415	13,169
短期借入金	※２　302,427	※２　256,776
１年内返済予定の長期借入金	28,047	25,807
リース債務	775	817
未払法人税等	3,414	195
未払消費税等	2,753	6,795
その他	39,334	40,167
流動負債合計	407,167	343,728
固定負債		
長期借入金	68,661	56,987
リース債務	197	2,538
資産除去債務	2,296	2,323
繰延税金負債	32	32
その他	134	34
固定負債合計	71,321	61,915
負債合計	478,489	405,643
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金	9,640	9,640
利益剰余金	82,225	97,278
株主資本合計	121,866	136,918
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	5,227	4,828
その他の包括利益累計額合計	5,227	4,828
純資産合計	127,093	141,747
負債純資産合計	605,583	547,391

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：千円）

	前中間連結会計期間 （自　2018年12月1日 至　2019年5月31日）	当中間連結会計期間 （自　2019年12月1日 至　2020年5月31日）
売上高	518,778	561,616
売上原価	※1　293,560	※1　328,470
売上総利益	225,217	233,146
販売費及び一般管理費	※2，※3　196,566	※2，※3　210,566
営業利益	28,650	22,579
営業外収益		
受取利息	48	39
受取家賃	1,128	1,128
受取手数料	42	1,318
業務委託収入	－	854
保険金収入	5,450	－
その他	579	38
営業外収益合計	7,248	3,379
営業外費用		
支払利息	2,676	3,174
為替差損	－	1,083
その他	37	37
営業外費用合計	2,713	4,295
経常利益	33,186	21,663
特別利益		
固定資産売却益	－	※4　641
特別利益合計	－	641
税金等調整前中間純利益	33,186	22,304
法人税、住民税及び事業税	195	195
法人税等調整額	△3,967	7,056
法人税等合計	△3,772	7,252
中間純利益	36,958	15,052
親会社株主に帰属する中間純利益	36,958	15,052

【中間連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	前中間連結会計期間 （自　2018年12月1日 至　2019年5月31日）	当中間連結会計期間 （自　2019年12月1日 至　2020年5月31日）
中間純利益	36,958	15,052
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△1,318	△398
その他の包括利益合計	△1,318	△398
中間包括利益	35,640	14,654
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	35,640	14,654
非支配株主に係る中間包括利益	－	－

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自　2018年12月1日　至　2019年5月31日）　（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	30,000	9,640	18,515	58,156
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中間純利益			36,958	36,958
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	－	－	36,958	36,958
当中間期末残高	30,000	9,640	55,474	95,114

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	6,398	6,398	64,554
当中間期変動額			
親会社株主に帰属する中間純利益			36,958
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,318	△1,318	△1,318
当中間期変動額合計	△1,318	△1,318	35,640
当中間期末残高	5,080	5,080	110,194

当中間連結会計期間（自　2019年12月1日　至　2020年5月31日）　（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	30,000	9,640	82,225	121,866
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中間純利益			15,052	15,052
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	－	－	15,052	15,052
当中間期末残高	30,000	9,640	97,278	136,918

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	5,227	5,227	127,093
当中間期変動額			
親会社株主に帰属する中間純利益			15,052
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△398	△398	△398
当中間期変動額合計	△398	△398	14,654
当中間期末残高	4,828	4,828	141,747

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前中間連結会計期間 （自　2018年12月1日 至　2019年5月31日）	当中間連結会計期間 （自　2019年12月1日 至　2020年5月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	33,186	22,304
減価償却費	1,547	1,564
固定資産売却益	－	△641
為替差益	△1,977	－
貸倒引当金の増減額（△は減少）	2	0
受取利息及び受取配当金	△48	△39
支払利息	2,676	3,174
売上債権の増減額（△は増加）	△11,269	79,083
たな卸資産の増減額（△は増加）	6,966	9,929
前渡金の増減額（△は増加）	△36,175	△1,435
仕入債務の増減額（△は減少）	3,982	△17,115
未払消費税等の増減額（△は減少）	△4,586	4,042
その他流動負債の増減額（△は減少）	△1,334	210
その他	△574	1,596
小計	△7,605	102,673
利息及び配当金の受取額	48	39
利息の支払額	△2,555	△3,090
法人税等の支払額	△391	△4,094
営業活動によるキャッシュ・フロー	△10,502	95,527
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の売却による収入	－	900
有形固定資産の取得による支出	－	△1,281
その他投資活動による支出	－	△1,069
投資活動によるキャッシュ・フロー	－	△1,449
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△30,397	△44,647
長期借入金の返済による支出	△20,339	△13,914
リース債務の返済による支出	△701	△303
財務活動によるキャッシュ・フロー	△51,437	△58,865
現金及び現金同等物に係る換算差額	△2,640	△922
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△64,580	34,289
現金及び現金同等物の期首残高	189,129	220,761
現金及び現金同等物の中間期末残高	※　124,549	※　255,051

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　１社

連結子会社の名称

新域國際香港有限公司

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

２．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

３．連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社新域國際香港有限公司の中間会計期間の末日は中間連結決算日と一致しております。

４．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

未着商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

車両運搬具　　４～６年

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権及び貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

なお、仮払消費税等と仮受消費税等は相殺の上、中間連結貸借対照表上、流動負債「未払消費税等」に含めて表示しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積もり

新型コロナウイルス感染症の拡大により、当社グループは、営業収益に影響を受けつつも、当連結会計年度末までに当該感染症が拡大する前の水準に徐々に回復していくものと仮定し、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積もりに反映しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1　有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年11月30日)	当中間連結会計期間 (2020年5月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	24,390　千円	24,916　千円

※2　当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高はそれぞれ次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年11月30日)	当中間連結会計期間 (2020年5月31日)
当座貸越極度額の総額	160,000　千円	310,000　千円
借入実行残高	160,000	160,000
差引額	－	150,000

(中間連結損益計算書関係)

※1　期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前中間連結会計期間 (自　2018年12月1日 至　2019年5月31日)	当中間連結会計期間 (自　2019年12月1日 至　2020年5月31日)
たな卸資産評価損	429　千円	862　千円

※2　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自　2018年12月1日 至　2019年5月31日)	当中間連結会計期間 (自　2019年12月1日 至　2020年5月31日)
役員報酬	23,261千円	23,719千円
給料及び手当	31,673	34,790
退職給付費用	324	433
外注費	28,497	29,628
荷造運賃	45,240	49,364

※３　一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前中間連結会計期間 （自　2018年12月１日 至　2019年５月31日）	当中間連結会計期間 （自　2019年12月１日 至　2020年５月31日）
研究開発費	792千円	723千円

※４　固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2018年12月１日 至　2019年５月31日）	当中間連結会計期間 （自　2019年12月１日 至　2020年５月31日）
車両運搬具	－千円	641 千円

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

前中間連結会計期間（自　2018年12月１日　至　2019年５月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 （株）	当中間連結会計期間 増加株式数 （株）	当中間連結会計期間 減少株式数 （株）	当中間連結会計期間末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	630,000	－	－	630,000
合計	630,000	－	－	630,000

２．配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自　2019年12月１日　至　2020年５月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 （株）	当中間連結会計期間 増加株式数 （株）	当中間連結会計期間 減少株式数 （株）	当中間連結会計期間末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	630,000	－	－	630,000
合計	630,000	－	－	630,000

２．配当に関する事項

該当事項はありません。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 （自　2018年12月１日 至　2019年５月31日）	当中間連結会計期間 （自　2019年12月１日 至　2020年５月31日）
現金及び預金勘定	124,549　千円	255,051千円
現金及び現金同等物	124,549	255,051

（リース取引関係）

（借主側）

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

（１）リース資産の内容

有形固定資産

主として、本社設備の改修（リース資産）であります。

（２） リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「４．会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2019年11月30日）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	220,761	220,761	－
(2) 売掛金	146,058	146,058	－
資産計	366,819	366,819	－
(1) 買掛金	30,415	30,415	－
(2) 短期借入金	302,427	302,427	－
(3) 長期借入金（１年内返済予定を含む）	96,708	96,603	△104
負債計	429,550	429,446	△104

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（１年内返済予定を含む）

時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

当中間連結会計期間（2020年５月31日）

	中間連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	255,051	255,051	－
(2) 売掛金	66,524	66,524	－
資産計	321,575	321,575	－
(1) 買掛金	13,169	13,169	－
(2) 短期借入金	256,776	256,776	－
(3) 長期借入金（１年内返済予定を含む）	82,794	82,844	50
負債計	352,740	352,791	50

（注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（１年内返済予定を含む）

時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは自動車関連製品等の販売及びサービスに関するセグメント、主に電子機器の受託設計・製造及び販売に関するセグメントによって構成されており、「ＰＢ販売事業」「ＯＥＭ／ＯＤＭ事業」の２つを報告セグメントとしております。

「ＰＢ販売事業」(Private Brand 販売事業）は、主に、国内における自動車用品の自社製品の開発及び販売を行っております。

「ＯＥＭ／ＯＤＭ事業」(Original Equipment Manufacture/Original Design Manufacture 事業）は、主に、国内電子機器メーカーから電子機器・電子玩具等の設計・製造を受託し、製造及び委託者への販売を行っております。

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一となっております。報告セグメントの利益は、営業利益ベースでの数値です。
セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自　2018 年 12 月１日　至　2019 年５月 31 日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額（注）	中間連結財務諸表計上額
	ＰＢ販売	ＯＥＭ／ＯＤＭ	計		
売上高					
外部顧客への売上高	459,278	59,499	518,778	－	518,778
セグメント間の内部売上高	－	－	－	－	－
計	459,278	59,499	518,778	－	518,778
セグメント利益	67,829	830	68,660	△40,009	28,650
セグメント資産	239,201	57,358	296,559	162,463	459,023
その他の項目					
減価償却費	224	9	233	1314	1,547

（注）「調整額」は、報告セグメントに帰属しない一般管理費等の全社費用及び全社資産であります。

当中間連結会計期間（自　2019 年 12 月１日　至　2020 年５月 31 日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額（注）	中間連結財務諸表計上額
	ＰＢ販売	ＯＥＭ／ＯＤＭ	計		
売上高					
外部顧客への売上高	446,491	115,124	561,616	－	561,616
セグメント間の内部売上高	－	－	－	－	－
計	446,491	115,124	561,616	－	561,616
セグメント利益又はセグメント損失（△）	69,914	△174	69,739	△47,159	22,579
セグメント資産	232,332	27,545	259,877	287,513	547,391
その他の項目					
減価償却費	556	17	574	990	1,564

（注）「調整額」は、報告セグメントに帰属しない一般管理費等の全社費用及び全社資産であります。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自　2018 年 12 月１日　至　2019 年５月 31 日）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	自動車用品	電子玩具	その他	合計
外部顧客への売上高	430,934	59,499	28,344	518,778

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
マツダパーツ株式会社	177,902	ＰＢ販売事業
加賀マイクロソリューション株式会社	42,722	ＯＥＭ／ＯＤＭ事業

当中間連結会計期間（自　2019年12月１日　至　2020年５月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	自動車用品	電子玩具	その他	合計
外部顧客への売上高	431,241	115,124	15,250	561,616

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
マツダパーツ株式会社	171,805	ＰＢ販売事業
加賀マイクロソリューション株式会社	98,195	ＯＥＭ／ＯＤＭ事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自　2018年12月１日　至　2019年５月31日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自　2019年12月１日　至　2020年５月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自　2018年12月１日　至　2019年５月31日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自　2019年12月１日　至　2020年５月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自　2018年12月１日　至　2019年５月31日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自　2019年12月１日　至　2020年５月31日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 （2019年11月30日）	当中間連結会計期間 （2020年５月31日）
１株当たり純資産額	201.74円	225.00円

１株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前中間連結会計期間 （自　2018年12月１日 至　2019年５月31日）	当中間連結会計期間 （自　2019年12月１日 至　2020年５月31日）
１株当たり中間純利益金額	58.66円	23.89円
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する中間純利益金額（千円）	36,958	15,052
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益金額（千円）	36,958	15,052
普通株式の期中平均株式数（株）	630,000	630,000

（注）潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

多額な資金の借入

１．当社は、2020年６月８日開催の取締役会において、資金の借入を行うことを決議し、借入を実行しております。

（１）資金使途	運転資金
（２）借入先	株式会社広島銀行
（３）借入金額	50,000千円
（４）借入実行日	2020年６月18日
（５）最終返済期日	2020年９月18日
（６）担保・保証の有無	無担保
（７）金利	1.3%

２．当社は、2020年７月22日開催の取締役会において、資金の借入を行うことを決議し、借入を実行しております。

（１）資金使途	運転資金
（２）借入先	株式会社商工組合中央金庫
（３）借入金額	100,000千円
（４）借入実行日	2020年７月30日
（５）最終返済期日	2030年６月30日
（６）担保・保証の有無	無担保
（７）金利	1.11%（当初３年間は0.9%の利子補給があり、実質0.21%）

３．当社の連結子会社である新域國際香港有限公司は、2020年８月12日開催の取締役会において、資金の借入を行うことを決議し、借入を実行しております。

（１）資金使途	運転資金
（２）借入先	株式会社広島銀行
（３）借入金額	US$ 1,000,000（106,170千円）
（４）借入実行日	2020年８月13日
（５）最終返済期日	2021年３月８日
（６）担保・保証の有無	無担保 株式会社フロンティアは、当該債務について連帯保証を行う。
（７）金利	1.6%

４．当社は、2020年８月12日開催の取締役会において、資金の借入を行うことを決議し、借入を実行しております。

（１）資金使途	運転資金
（２）借入先	株式会社西日本シティ銀行
（３）借入金額	40,000千円
（４）借入実行日	2020年８月26日
（５）最終返済期日	2030年７月31日
（６）担保・保証の有無	無担保・福岡県信用保証協会による被保証
（７）金利	1.3%

（２）【その他】

該当事項はありません。

第７【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第１【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年８月27日

株式会社フロンティア
　取締役会　御中

仰　星　監　査　法　人
指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　寺本　悟　印

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　田邉　太郎　印

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フロンティアの2019年12月１日から2020年11月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2019年12月１日から2020年５月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フロンティア及び連結子会社の2020年５月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2019年12月１日から2020年５月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。